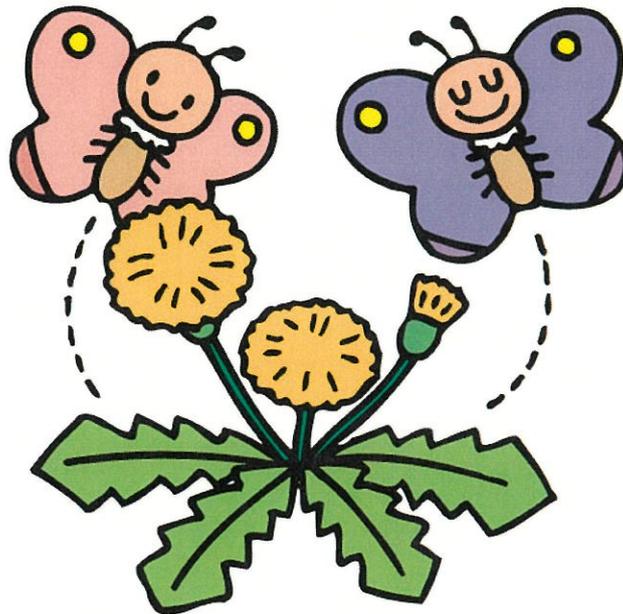


2026年度

草笛のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 景行会

草笛保育園

東京都町田市藤の台一丁目1番56号

TEL 042-725-2652

FEX 042-726-1466

(2026年1月23日発行)

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

目 次

1	施設の目的及び運営の方針	3
1.1	施設の目的.....	3
1.2	保育園の概要	3
1.3	保育園の理念・方針・目標.....	4
2	提供する保育の内容.....	5
2.1	保育計画.....	5
2.2	主な保育プログラム	5
2.3	保育の特色.....	5
2.4	お散歩のコース	5
2.5	保健衛生.....	5
2.6	1日のプログラム.....	6
2.7	年間行事（予定）	7
2.8	保育園と家庭との連絡について.....	8
2.9	ご用意していただくもの(全ての物に記名してください).....	9
3	保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日	10
3.1	保育時間・休園時間等.....	10
3.2	延長保育.....	10
4	保育料その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額.....	13
4.1	保育に要する諸費用と納入方法.....	13
5	保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに保育施設の利用に当たっての留意事項	13
5.1	利用に当たっての注意事項.....	13
6	緊急時等における対応方法・非常災害対策.....	14

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

6.1	保育園の安全対策・危機管理	14
6.2	非常災害対策	14
6.3	災害時について（震度 5 以上の地震）	15
7	人権尊重	15
7.1	人権尊重	15
7.2	プライバシー保護	15
7.3	虐待の防止のための措置に関する事項	15
8	保育施設の運営に関する重要事項	16
8.1	入園時にお渡しする書類、ご提出いただく書類	16
8.2	その他入園時にお渡しするもの	16
8.3	保育園をお休みする時または登降園の時間が遅れる時	16
8.4	健康について	17
8.5	給食について	25
8.6	ご利用に際し留意していただきたいこと	28
8.7	個人情報の取り扱い	29
8.8	ご意見・ご要望対応窓口の設置	30

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

1 施設の目的及び運営の方針

1.1 施設の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児を心身共に健やかに育成するための保育事業を行います。

1.2 保育園の概要

草笛保育園は昭和46年、町田市が東京のベッドタウンとして急発展している時代、藤の台団地に誕生しました。その頃、女性が働く環境や子どもの保育を取り巻く状況はとても厳しいものでありました。当法人は、こうしたご家庭からの切実で多様な保育ニーズに対し積極的に応え「共に歩む」姿勢で運営と保育にあたり今日までできています。最近、社会や経済の大きな変動の影響や少子高齢化からくる保育制度の改革によって保育園の役割も変わりつつありますが、今後も「子ども主体」の保育と環境を基本に、ご家庭と手をつなぎ、地域と協力しながら保育園作りに取り組むことが第一と考えています。

また、地域の方が集い交流するためのホールや玩具&絵本のライブラリーを設置し、地域の子育て支援にも取り組んでいます。

名 称	社会福祉法人 景行会 草笛保育園	
所 在 地	東京都町田市藤の台1丁目1番56号	
施設建物	鉄骨造り3階建て 1309.09㎡	
TEL/FAX 番号	TEL042-725-2652 / FAX042-726-1466	
施設認可年月日	昭和46年1月1日	
理 事 長	坂倉泰正	
園 長	坂倉泰正	
副 園 長	大田一美	
入所定員 (120名)	◆0歳児 ひよこ組 (9名) ◆1歳児 りす組 (15名) ◆2歳児 こじか組 (22名) ◆3歳児 きりん組 (23名) ◆4歳児 くま組 (25名) ◆5歳児 そう組 (26名)	※入園受け入れ対象は0歳児 (生後57日経過～就学前の乳幼児)
職 員 数 (2025年1月現在)	◆園長：1名 ◆副園長：1名 ◆主任：1名 ◆副主任：1名 ◆保育士：14名 ◆看護師：1名 ◆調理員：3名(栄養士・離乳食担当を含む) ◆事務：1名 ◆一時保育：2名 ◆保育補助：1名 ◆子育て支援：4名 ◆短時間保育士：13名 ◆パート職員：12名(保育・調理・事務・その他) ※ボランティア受入数名	
嘱 託 医	小児科：三沢仁司先生（三沢こどもクリニック） （住所）町田市木曽西2-18-10 TEL042-792-8655 歯 科：町田市歯科医師会より派遣（藤の台団地歯科、本町田デンタルCL）	
保育事業の種類	産休明け保育（生後57日から）、延長保育、一時保育、障がい児保育、地域子育て支援事業(子育てひろば事業拠点Ⅳ型：カンガルーポック)	
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を3年に1回受審。その結果を情報公開しています。	
主な設備の種類	・冷暖房・床暖房(保育室のみ)・非常通報装置・電気・防犯カメラ ・学校110番	
その他	屋外遊戯場(園庭) 駐車場5台	

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

1.3 保育園の理念・方針・目標

◎保育理念

「生きる力とよろこびづくり」

- ・こどもたちの健やかな発達と安全を守ります。
- ・こどもたちが生き生きと喜びをもって生活できる望ましい環境を用意します。
- ・家庭との連携と地域社会との触れ合いを重視します。

◎保育方針

- ◆自由保育形態でこどもたちが自主的に遊びに取組み、じっくり遊べるような環境を整え、積極性や意欲を育てながら遊びの楽しさを共感させていきます。
- ◆少人数グループの活動や異年齢の関わりの中で強い絆をつくります。
- ◆ひとり一人の発達にあった生活経験を多く取り入れています。(当番活動など)
- ◆地域のこども、人、お年寄り、ボランティアなどとの交流を多くもち、ふれあいの中で温かさを知らせます。また、自然との関わりを多く持つようにしています。

◎保育目標

- ◆暑さ、寒さに負けない丈夫な体をもつこども
- ◆遊びと生活の中で、自らやろうとする意欲をもち、生き生きと過ごせるこども
- ◆遊びと生活を自分のものとし、そこで遊び生活する喜びを感じるこども
- ◆友だちを思いやり、ものを大切にすることのできるこども
- ◆自然や社会との関わりが考えられ、豊かな心情をもつこども

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

2 提供する保育の内容

2.1 保育計画

保育所保育指針、保育課程に基づき、年齢別年間指導計画、月間保育計画、週間保育計画を基に日々の保育を展開していきます。

2.2 主な保育プログラム

項目	内容
基本的生活習慣	生活リズムを整え、個人差を留意しながら自分でやろうとする意欲を大切にし、自立に向け各年齢に合わせた援助をします。 5歳児クラスは就学に向けて2期頃より徐々に昼寝を無くしていきますがその日の体調によっては個別に配慮をしていきます。
食育活動	野菜の栽培収穫、ミニ田んぼの田植え、稲刈り、脱穀、園庭の果樹の収穫など、各年齢に合わせた食育活動やクッキング活動を通して、食材に興味を持ち、みんなで作る楽しさや食べる楽しさを経験していきます。
健康活動	健康集会「元気な広場」で安全な遊具の使い方や健康な生活を送るためのうがい、手洗い、虫歯予防、排泄の後始末の仕方などを伝えていきます。
課題保育	保育所保育指針の「健康」「環境」「人間関係」「言葉」「表現（音楽・体育・絵画・造形）」の活動を各年齢に合わせて展開し、子どもの主体性、豊かな感性を育てます。
園庭遊び	固定遊具、可動遊具を様々に組み合わせ、興味を持った遊びを自己選択、自己決定しながら楽しみます。また、指導計画に沿った運動遊びも展開していきます。
異年齢児交流	行事や遊びの中でしぜんに異年齢の関わりが生まれ、幼児クラスでは計画的な交流を通し「人と関わる力・優しい気持ち」を育てていきます。

2.3 保育の特色

戸外遊び	豊かな自然環境の中で四季折々の変化に触れながら、思いきり体を動かして遊び丈夫な体づくりをしています。
ごっこ遊び	各年齢に応じたつもり遊びやみたて遊び、友だちと一緒にいろいろなごっこ遊び等を楽しみながら協調性や社会性を育てています。
表現遊び	毎日の絵本や紙芝居などの読み聞かせから夢をふくらませ、想像力を養い、ごっこ遊びや劇遊びに発展させ、豊かな表現力を養っています。

2.4 お散歩のコース

近隣では団地内公園、ひなた村、薬師池、遊歩公園、金井動物公園など。また園バスで野津田公園、小田緑地公園、忠生公園、真光寺公園等、遠出のバス散歩にも出かけます。園バスで遠足にも出かけます。

2.5 保健衛生

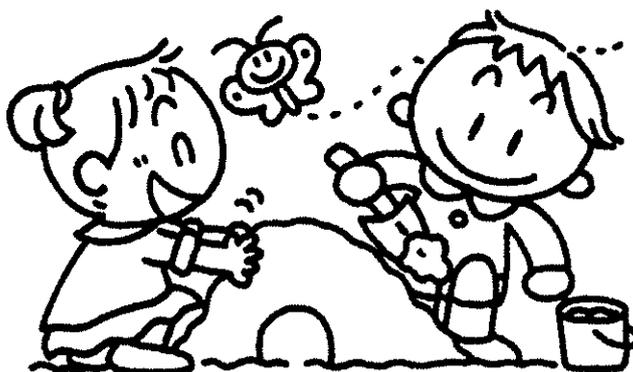
寝具消毒	布団乾燥、必要に応じて丸洗い
床清掃	必要に応じて
害虫駆除	随時
その他	換気扇清掃・エアコンフィルター清掃

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

2.6 1日のプログラム

時 間	0歳児クラス	1・2歳クラス	3・4・5歳児クラス
7:00	オレンジタイム 順次登園、視診	オレンジタイム 順次登園、視診	オレンジタイム 順次登園、視診
8:30	検温 自由遊び	自由遊び	自由遊び
9:10	おやつ(1歳～)	おやつ	集い
10:00	} 室内遊び・散歩 } 戸外遊びなど } 昼食(離乳食)	室内遊び・散歩 戸外遊びなど	戸外遊び・散歩 制作・運動遊び
11:00		昼食	リズム、ゲーム遊び コーナー遊びなど ※自分で遊びを見つけ好きなコーナーで遊ぶ
	順次昼寝	昼食	
12:00		順次昼寝	昼食
13:00			昼寝
14:00	食事(離乳食)		
15:00	おやつ(1歳～)	おやつ	おやつ
16:00	降園準備 自由遊び	降園準備 自由遊び	集い・降園準備 戸外遊び(園庭) 室内にて自由遊び
16:30	オレンジタイム・順次降園 自由遊び	オレンジタイム・順次降園 自由遊び	オレンジタイム・順次降園 自由遊び
18:00	おやつ(1歳～)	おやつ	おやつ
	(夕食1歳～) ※19:30以降のお迎えで、申し込んだ方のみ	(夕食) ※同左	(夕食) ※同左
20:00	↓	↓	↓

※1日のプログラムは子どもたちの成長に伴い時間等が変更になります。



草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

2.7 年間行事（2025年度の行事）

月	保育の行事	その他の行事
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■入園式 ■春まつり 	<ul style="list-style-type: none"> ■全体会・クラス懇談会（0～5歳児）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ■動物園 ■春の遠足（3～5歳児） ■保育参観（0～5歳児） 	<ul style="list-style-type: none"> ■個人面談
6月	<ul style="list-style-type: none"> ■保育参観（0～5歳児） ■水あそび開始 ■お楽しみツアー（5歳児） 	<ul style="list-style-type: none"> ■個人面談
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■七夕 	<ul style="list-style-type: none"> ■防犯訓練
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ■水あそび終わり 	<ul style="list-style-type: none"> ■防災の日（引き取り訓練） ■個人面談（希望者） ■防犯訓練

月	保育の行事	その他の行事
10月	<ul style="list-style-type: none"> ■秋の遠足（5歳児） ■運動会（0～5歳児） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■動物園 ■焼き芋会 ■お芋掘り ■秋の遠足（2～4歳） 	<ul style="list-style-type: none"> ■クラス懇談会（5歳児）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■おもちつき 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ■こども新年会 ■鏡開き ■どんど焼き 	<ul style="list-style-type: none"> ■防犯訓練 ■交通安全教室（5歳児）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ■節分集会 ■思い出遠足（5歳児） 	<ul style="list-style-type: none"> ■クラス懇談会（0～4歳児）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■ひなまつり ■お別れ会（お楽しみランチ） ■卒園式 ■お楽しみ遠足（1～4歳児） 	

上記のほかに、ひとみ座人形劇などのイベントを予定しています。

※その他、誕生会（2歳～5歳児）、避難訓練を毎月実施。

※0歳～1歳児は個々のお誕生日の日にクラスでお祝い。

※歯科健診、虫歯予防教室（1歳～5歳児）の実施。

※定期健診は年2回、乳児健診は年4回を予定しています。

※ミニバイキングやおやつバイキングなどを予定しています。



草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

2.8 保育園と家庭との連絡について

年間行事計画表	4月の園だよりと一緒にお渡しします。保護者の方の参加行事もありますので日程を必ずご確認ください。ご家族で日程等を共有しておいてくださいますようお願いいたします。
園だより	毎月発行します。1ヶ月の行事予定、月の目標、お知らせ等が記載されていますので必ず目を通してください。
クラスだより	クラスの子どもの様子をお知らせします。
保健だより	毎月1回発行します。乳幼児の健康に関する内容を記載します。（メール配信）
献立表	表面は献立表、裏面は「ハローキッチン」と題して食に関する情報を発信します。（メール配信）
おたより帳 (園より配布)	お子様の保育園での状況や家庭での状況を相互連絡し合うためにおたより帳を活用します。毎日ご確認ください。24時間サイクルでお子様を捉え育ていきましょう。 ① 0～2歳児クラス（園よりおたより帳配布） ご家庭からは、朝の体温・体調・食事・排泄・睡眠・遊びの様子などを記入していただき、保育園からも記入いたします。 ② 3～5歳児クラス（園より おたより帳 配布） 必要な時のみ記入してください。
健康カード	予防接種やかかった病気などを記録していきます。健康診断記録(1～5歳児)は年2回、0歳児は年4回)などを記入し、保育園保管となります。
掲示版	(1F)様々な情報、お知らせを掲示しています。 (2F)幼児クラスの1日の活動、連絡事項等を掲示します。 (3F)必要に応じてクラスの様子や連絡事項等を掲示します。
動画配信	保育園の様子をクラス単位で時々配信します。
保健に関すること	玄関に感染症発生状況や病気欠席状況を掲示します。メール配信などでお知らせすることもあります。
クラス懇談会	保育目標、クラスの様子、成長の様子、行事等についてお知らせします。また、保護者の方のご意見も伺う場とします。
保育参観 ・保育参加	保育園でのお子様の様子をご覧いただいたり、一緒に遊んでいただいたりして、クラスの様子やお子様の成長を見ていただける場とします。 (他運動会など) (メール配信)
個人面談	年に1～2回行う予定ですが、必要に応じて行うこともあります。お子様の成長や、ご家庭、園での様子の確認をしていただきたいと思います
提出物・集金	提出物や集金袋は原則、事務所に手渡しでお願いします。 個人情報に関わるものも2F事務所にお届けください。 事務所受付平日の8:30～19:00

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

2.9 ご用意していただくもの(全ての物に記名してください)



	準備していただく用品	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
毎日お持ちいただく物	通園バック(40×50センチ位)	○	○	○			
	通園カバン(リュック)				○	○	○
	おたより帳(園より配布)	○	○	○	○	○	○
	おはようブック(園より配布)				○	○	○
	お手拭き(口拭き)タオル(0歳児はガーゼが必要な場合もあり)	3~4枚	3枚				
	お手拭きタオル(ひも付き)		○	○	○	○	○
	プラスチックの水筒(ひも付き)				○	○	○

園のロッカーにおいておく物	綿パンツ			●	3枚	2枚	2枚
	半袖肌着(ロンパース不可)	3枚	3枚	2枚	2枚	2枚	2枚
	Tシャツ(季節に応じて長袖と半袖) 乳児はボタンなどのついていない物	3枚	3枚	3枚	3枚	2枚	2枚
	短パン(オーバーパンツ)	3枚	3枚				
	長ズボン	2枚	2枚	3枚	3枚	2枚	2枚
	靴下	○	○	○	○	○	○
	濡れた衣類を入れる袋 ポリ袋(25×38cm位) 1箱 ※1	○	○	○	○		
	汚れた衣類を持ち帰る袋 5枚以上 手付きポリ袋(30×50cm位) ※2	○	○	○	○	○	○
	汚れもの持ち帰り用エコ袋	●	●	●	○	○	○
	お手拭きタオル(予備)	○	○	○	○	○	○

◎ 毎日補充をお願いします。

寝具	タオルケット(フリース不可)	○	○	○	○	○	○
	コットン(敷用)シーツ					○	○
	布団カバー、タオルケット持ち帰り用袋				○	○	○
	お昼寝用フェイスタオル(夏季)	通年○	通年○	○	○		

夏季	プールバック・バスタオル	○	○	○			
	プールバッグ・ラップタオル				○	○	○
冬季	ジャンパー(フリース・フード不可)	○	○	○	○	○	○
他	帽子(周囲につばがあるもの)ゴム付	○					
	お弁当箱(遠足用)のみ		3月~○	○			
	リュックサック・水筒・お弁当箱(遠足用)			3月~○	○	○	○
	絵本袋(事前にお伝えします)					●	○

●は必要に応じて準備をしていただきます。

※1 箱に記名(1枚ずつの記名は不要)

※2 手付きポリ袋1枚ずつ記名

※おむつ：おむつお届け定額サービスを利用しています

※敷布団カバーのサイズは75×135cm コットのサイズは132cm×60cm

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

3 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日



3.1 保育時間・休園時間等

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7:00~20:00
保育標準時間	7:00~18:00 ※開所時間中（延長保育時間除く）最大11時間の中で必要となる保育時間
保育短時間	8:30~16:30 ※開所時間中（延長保育時間除く）最大8時間の中で必要となる保育時間
延長保育時間	18:01~20:00（保育標準時間の場合）※別途要申請
ピジター	18:01~20:00（保育標準時間の場合）※事前、当日とも要申請
休園日	(1) 休日 日曜日・祝日・年末年始（12月29日~1月3日） (2) その他休園日 ① 自然災害で実質的に開園できないとき。 ② 重大な伝染病等の発生により、園児に感染・被害が及ぶ恐れがある場合

項 目	内 容	申請書類
保育時間 （平日・土曜）	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定証に基づき保護者の方の勤務時間と通勤時間を元に決定します。 土曜日は原則として保護者が就労や疾病で保育ができない場合にお預かりします。 変更があった場合は再度提出していただきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育時間確認書 土曜保育申請書（定期）（ピジター）
延長保育	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育は「1時間延長保育」「2時間延長保育」と「ピジター」があります。 通常の保育時間を越えて仕事で保育が必要な場合利用できます。（前月の25日までに申請） 	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育利用申請書 ※園長と面接をさせて頂きます。

3.2 延長保育

◆ 延長保育について

就労状況により、保育標準時間の18時00分までにお迎えに来られない場合に利用できます。18時01分以降、定期的に保育を必要とされる場合は延長保育申請を提出していただく必要があります。なお、不定期で延長保育を受けられる場合にはピジターとなり申請の必要はありませんが、ピジター料金をいただくこととなります。ただし、原則、産休中、育休中、育児時間取得中、就労以外での延長保育の利用はできません。※現在7:00~20:00開所を全利用者の同意が得られれば、いずれの年度から7:00~19:00に変更していく予定。

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

◆延長保育料金について

子ども子育て新制度により保護者の就労時間等で保育の必要性（保育の必要量）を行政が2区分に認定されています。それによって認められた時間以外の保育時間帯には延長保育料金がかかることとなります。※仕事が変わったら申請は前月15日までに市へ申請が必要です

- (1) 「保育標準時間」：保育時間最大11時間（7：00～18：00）
- (2) 「保育短時間」：保育時間最大 8時間（8：30～16：30）

1 保育標準時間認定の場合（保育時間11時間 7:00～18:00）

7：00～18：00の間が保育標準時間で、それ以降は延長保育対象時間で有料となりますので、18：01以降定期的に保育を必要とする場合は延長保育申請をしていただく必要があります。

延長保育対象時間は下記のとおりです。（お迎えの時間）

- (A) 1時間延長：18：01～19：00
- (B) 2時間延長：19：01～20：00



延長登録あり			
時間帯	(A) 18：01～19：00	(B) 19：01～20：00	(C) ビジター利用
申込み	延長保育申請書 利用前月25日までに提出(新規申込・変更・解除の場合も同様) ※自動的に変更・解除・翌年への継続にはなりませんので、その都度申請をお願いします。		延長保育申請は必要ありません。利用した保育時間のみ下記の料金で申請させていただきます。
延長保育料	1ヶ月定額 3,000円 ◆おやつを食べます。 → おやつ代はかかりません。	1ヶ月定額 3,600円 ◆お迎えが19：31以降になる場合は、ご希望の方のみ夕食の申込みができます。 1食250円。 ※2時間延長の場合は1ヶ月定額6,600円になります。	① 18:01～18:30 …300円 ② 18:31～19:00 …300円 ③ 19:01～19:30 …400円 ④ 19:31～20:00 …400円 ◆おやつや夕食に関しては延長登録をしてある場合と変わりありません。
	※夕食の申込み・キャンセルは前日までにお願いします。申込みの場合は、夕食ノートにお子様の名前を記入してください。キャンセルは名前を消していただくか、直接、職員にお伝えください。当日のキャンセルはキャンセル料が発生しますのでご注意ください。		
	◆延長保育料の減免について 市役所から届いている『保育料決定通知書』にA階層・B階層と記載があるご家庭は減免の申請を事前に保育園に出されますと減免(市が負担)が適用されます。 減免を希望されるご家庭は『保育料決定通知書』を保育園事務所までお持ちください。 なお、保育最終時間20:00を過ぎた場合の超過料金は減免の対象になりません。また、夕食代はいただきます。		
計算方式	登降園時に1階玄関のバーコードを通した時間による。		
納入方法	翌月お渡しする納入袋に延長保育料を入れて保育園にお持ちいただきます。		

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

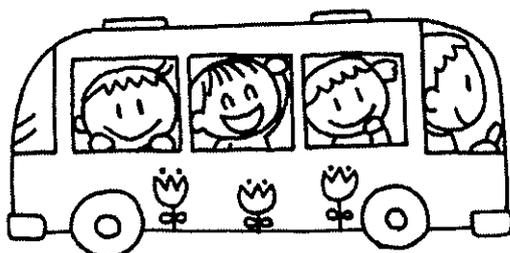
※延長保育時間は 20:00 迄です。20:01 以降は超過料金として 1,000 円をいただきますので、たびたび超過される場合はファミリーサポートなどのご利用をお考えください。

2 保育短時間認定の場合（保育時間8時間 8：30～16：30）

基本 8：30～16：30 の間が保育時間ですので、この時間以外の利用はなさらないので前提です。

延長登録なし	
時間帯	(A) 7：00～8：29 (B) 16：31～20：00
申し込み	事前に職員へ、または電話等でお知らせください。
延長保育料	8：30 前と 16：30 以降を利用した場合は下記の通りビジター延長料金がかかります ① 7：00～ 7：29…300円 ② 7：30～ 7：59…300円 ③ 8：00～ 8：29…300円 ④ 16：31～17：00…300円 ⑤ 17：01～17：30…300円 ⑥ 17：31～18：00…300円 ⑦ 18：01～18：30…300円 ⑧ 18：31～19：00…300円 ⑨ 19：01～19：30…400円 ⑩ 19：31～20：00…400円 ※たびたび延長保育時間を必要とされる場合は保育幼稚園課に保育時間変更をご相談されることをおすすめします。 ※おやつ、夕食の申込み・キャンセル、夕食代については延長登録の記載内容に準じます。
計算方式	登降園時に 1 階玄関のバーコードを通した時間による。
納入方法	翌月お渡しする納入袋に延長保育料を入れて保育園にお持ちいただきます。

※保育短時間認定のお子さんが延長保育を利用することはないと思いますが、短時間保育のお子さんも含め突発的な事情で 20：01 以降になる場合は超過料金として 1,000 円をいただきます。



草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

4 保育料その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

4.1 保育に要する諸費用と納入方法

1 通常保育料

◆0～2 歳児クラスは保育料無料（給食費込み）

◆3～5 歳児クラスの保育料は無料です。その分給食材料費が有料となり毎月 6000 円を当園にお支払いいただきます。給食費の減免対象のご家庭については直接保育園に連絡がきて 0 円になります。

◆延長保育料は草笛保育園が規則で定める金額を翌月に当園へお支払いいただきます。

※園に納入するものには納入袋を配布しますので記載の金額を入れ園の事務所にお持ちください。（事務所受付 8:30～20:00）まとめて（半年、1 年）のお支払いを希望の場合事務所にご相談ください。

2 実費をご負担いただくもの

◆延長保育時夕食代 1 食 250 円

◆ビジター延長保育料 18:01～19:00…30分 300 円

19:01～20:00…30分 400 円

（延長保育料金の詳細は P11 を参照）

◆保育園でのスナップ写真は代行販売（業者名：みんなのおもいで.COM）を利用します（1 枚 62 円 他振り込み手数料 年 4 回販売）

◆0～1 歳児クラスはおむつのサブスクを使用します（1 か月 3278 円）
（2 歳児クラス以上は必要に応じ）

◆履き替えの幼児用パンツの予備がなく園からパンツを提供した場合有料（250 円）となります

5 保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに保育施設の利用に当たっての留意事項

5.1 利用に当たっての注意事項

1 利用に当たっての注意事項

（1）入園は町田市と保護者の契約となります。

（2）入園にあたっては、保育の必要性の認定（2・3号認定）を受け、教育・保育給付認定証が交付されます。

※認定証が届きましたら保育園に提示ください。認定内容が変わった時も提示をお願いします

（3）入園後、保護者の状況等に変更があった場合は必ずご連絡いただき、必要書類を保育・幼稚園課に提出してください。

教育・保育給付認定証の変更が必要な場合、既に交付されている教育・保育給付認定証を添えて、変更の申請をしてください。

※詳細は町田市の HP、町田市発行の在園のしおり等をご覧ください。

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

（在園のしおりは町田市子育てサイトに記載されています）

2 手続きが必要な主な例

次のような事由があった場合、速やかに保育園と町田市保育・幼稚園課までお知らせください。

（1）勤務先変更

- ・勤務先が変わったとき
- ・勤務形態が変わったとき
- ・離職したとき



- （2）出産（産前産後休暇・育児休業等）にかかわること
- （3）世帯変更（姓が変更になったとき等）にかかわること
- （4）住所・電話番号の変更を行ったとき
- （5）生計中心者の変更
- （6）保育園を退所する日が決まったら

※保育時間と緊急時の連絡先等変更があった場合は確認させていただきます。

各種届出用紙は町田市のHPからもダウンロードできますが、保育園にもあります。書類は園にご持参くだされば、園から保育・幼稚園課に送付することもできます。

6 緊急時等における対応方法・非常災害対策



6.1 保育園の安全対策・危機管理

保育園での安全を守るために

- ・終日オートロックで施錠しています。開錠する暗証番号は変更時にお知らせします。
- ・都合で手動にする時は「手動」の表示をします。
- ・開錠は必ず保護者が行うようにお願いします。代理の方の送迎の場合はインターホンでお知らせください。
- ・お子様には、オートロック、バーコードリーダー、エレベーターの操作をさせないでください。
- ・登降園の際には事故防止のため、必ずお子様と一緒に出入りされるようお願いします。
- ・手動の場合、扉は最後まで確実に閉めてください。※自動の場合は無理に閉めないでください
- ・門は掛け金でツーロックになっています。

6.2 非常災害対策

- ・防火、防災管理者（園長）を置き、火災、地震等の災害から園児を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的として消防計画の下、月1回の訓練を実施します。（火災・地震・不審者対応・救命救急対応・通報訓練等）
- ・9月には大規模地震を想定した「園児引き渡し訓練」を実施します。
- ・地震発生時は基本園舎内にいますが、やむを得ず園外に避難する場合はひなた村に避難します。その場合は玄関への掲示と緊急時配信メール等でお知らせさせします。
- ・園舎の火災発生の場合もひなた村に避難することがあります。
- ・災害に備えて園児の防災ヘルメットや非常食（240人分）の備蓄をしています。

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

★災害時の園児の状況は緊急時配信メールにてお知らせします。（登録をお願いしています）
＜備蓄品＞スーパー保存水・アルファ米炊き出しセット・粉ミルク・おかゆ
非常用トイレ等

消防計画作成（変更）・届出	町田消防署
避難訓練	消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練を実施
防災設備	自動火災報知設備・消火器・誘導灯 ※各種設備は法定の点検を確実に実施します。
避難場所	第1避難場所 保育園園庭 第2避難場所 ひなた村

6.3 災害時について（震度5以上の地震等）

※大地震等の災害で園舎が使用できなくなった場合、特別な感染症が園内で発生した場合（近隣で大発生の場合も含む）、台風や大雨、大雪など予め大きな被害が予想され交通機関が計画運休を発表した場合等、町田市と相談の上、臨時休園 又は変則開園にすることがあります。

1 災害時の保育

- (1) 保育開始前に被災したら・・・園児の安全が確保できない場合、臨時休園。
- (2) 保育開始後に被災したら・・・速やかなお迎えをお願いします。お迎えが来るまで保育致します。

2 園児のお引渡し方法

災害時にはお迎えの方（保護者又は緊急代理人）にお子様との間柄を確認してからお引渡しします。

3 緊急連絡先

草笛保育園 042-725-2652
042-726-1466
(非常用携帯) 090-5402-7254

緊急時は配信メールで
お知らせしますので
登録をお願いします。

7 人権尊重

7.1 人権尊重

- ・児童憲章、児童福祉法に基づき、個々を尊重しながら保育を展開していきます。
- ・子どもの身体的苦痛や人格を辱めることなどがないよう保育を実施いたします。

7.2 プライバシー保護

子どもの着替え、排泄などプライバシーを配慮して行います。



7.3 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・児童福祉法に基づき、子どもに虐待の疑いがある場合、保育園は関係機関への通告義務が課せられています。虐待は ①身体的虐待：たたく・殴る・蹴る・乱暴な行為を行うなど ②心理的虐待：怒鳴る・相手をおとしめる言葉など ③ネグレクト：食事を与えない・衣類や身体が汚いまま・こどもだけの長時間放置など ④性的虐待：などがあります。そして理由なく保育園を長期欠席して連絡が取れない場合も通告します。

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

8 保育施設の運営に関する重要事項

8.1 入園時にお渡しする書類、ご提出いただく書類

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1 入園説明会のご案内 | ご家庭用 |
| 2 児童票 | 園に提出 |
| 3 健康カード | 園に提出 |
| 4 緊急連絡簿の記入について | ご家庭用 |
| 5 緊急連絡簿（災害時の緊急連絡先、遠方であっても記入を） | 園に提出 |
| 6 保育時間確認書 | 園に提出 |
| 7 延長保育について | ご家庭用 |
| 8 延長保育申請書 | 利用者のみ園に提出 |
| 9 「草笛保育園のしおり(重要事項説明書)」 | ご家庭用 |
| 10 重要事項説明書遵守の同意について | 園に提出 |
| 11 個人情報及び写真の取扱いについての同意書 | 園に提出 |
| 12 緊急時の受診の同意書について | 園に提出 |
| 13 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について | 園に提出 |
| 14 給食食材チェック表（新入園時全員） | 園に提出 |



8.2 その他入園時にお渡しするもの

入園式当日にお渡しするもの

おたより帳・おはようブック(幼児クラス)・カラー帽子(1～5歳児クラス)

8.3 保育園をお休みする時または登降園の時間が遅れる時

- 園をお休みすることが事前にわかっているときは、早めにお知らせください。
- 当日の欠席、または登園が遅れる場合の連絡
 - ・8:30 迄 : 「さくら連絡網」へ入力する、又は保育園に電話する。
 - ・8:30 以降 : 保育園に電話する保育中は担当保育士が電話に直接出られないことがあります。予めご了承下さい。**病気欠席の場合は具体的に、病気以外の理由(保護者在宅や外出など)もお聞かせください。長期にわたって欠席する場合は事前にお知らせください。**
- 降園時間が予定の時間より 15 分以上遅れる場合は園に連絡をください。また、早退される場合も連絡により降園準備をします。また、18 時を過ぎる場合は早めに連絡をお願いします（おやつの手配があるので）
- 保育時間確認書で提出した登降園時間が何らかの事情で変更がある場合は、事前にお知らせください。
- 登園時間によっては給食が提供できません（衛生上、作ってから提供までの時間に制約があるため）。予めご了承下さい。

※ 日・祝日等、登園していない日に大きなケガ、事故、感染症にかかった場合は必ずお知らせ下さい。〔高い所から転落した(打撲した箇所の有無に関わらず)、頭を打った、等を含む。〕

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

8.4 健康について



1. 登園前にはお子さんの健康状態を毎朝チェックしましょう

登園時の健康確認	登園できる状態	登園出来ない状態（早退が必要な状態と同様）
体温	37.5℃未満で元気	<ul style="list-style-type: none"> 朝から 37.5℃以上ある 前日に 38.0℃以上あった (朝、解熱していても登園はできない) 診察を受けていない(感染性の有無が不明)
食欲・活気・顔色	全て良好	食欲・元気がない、顔色が悪い、遊べずゴロゴロ
呼吸状態	喘鳴なく過ごせる	喘鳴(ゼロゼロ)、眠れない、食べられない
どこか痛みがある	痛みや腫れがない	手足が腫れている、痛みで動きに制限がある 等 →診察後、医師の許可があれば登園は可
頭を打撲した	打撲後 24 時間経過し、神経症状がない	打撲後 24 時間経っていない、嘔吐した、様子がおかしい→診察後、医師の許可があれば登園可
発疹がある	診察を受け、感染性が否定された	診察を受けていない(感染性の 病気 の可能性あり) 特に、目の症状は眼科での受診をしていない場合
目の充血、目やに		
その他の感染症疑い		
熱傷(やけど)で水疱がある	診察、治療開始して医師の許可がある	診察・治療を開始していない 又は広範囲の場合
腹痛、嘔吐、下痢	左記の症状がない	痛みがある、嘔吐・下痢が複数回ある
※解熱剤の使用	使用していない	解熱したが、 24 時間以内に解熱剤を使用した場合

※解熱剤：カロナール、アセトアミノフェン、アンヒバ等の 内服、座薬等、処方薬・市販薬を問わず、全ての鎮痛解熱剤が対象です。

園は元気なお子さんたちが過ごすところです。病気後の安静をとる事や個別対応はできません。

- ① 室内で過ごすことを希望される場合
- ② 戸外遊び・散歩等が出来ない状態
- ③ 回復不十分で、保育者にずっと抱っこ
求め 1 対 1 での対応が必要な状態

左記の状態はご家庭での休養をお願いします。病児・病後児保育の利用もご検討下さい。



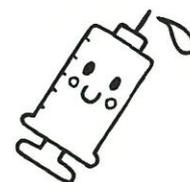
草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

2. 感染症にかかった場合の登園について

下記の感染症にかかった場合、出席停止となります。必ず園へ連絡してください。
登園開始時には**医師の登園許可証**が必要です。

医師が発行する登園許可証が必要な感染症 （※登園許可証は病院と保育園にあります）
1.百日咳 2.麻疹（はしか） 3.流行性耳下腺炎（おたふく風邪） 4.風疹 5.水痘（水ぼうそう） 6.咽頭結膜熱（プール熱） 7.結核 8.髄膜炎菌性髄膜炎 9.流行性角結膜炎（はやり目） 10.急性出血性結膜炎 11.溶連菌感染症
医師に集団保育の可否の確認が必要な感染症 （※保護者記入の登園届が必要です。）
1. 感染性胃腸炎 2. 手足口病 3. ヘルパンギーナ 4.伝染性紅斑（りんご病） 5. RSウイルス 6. マイコプラズマ肺炎 7. 突発性発疹 8.帯状疱疹 9.インフルエンザ 10. 新型コロナウイルス 11.ヒトメタニューモウイルス

<感染症をできるだけ流行させないために…>



1. 予防接種を受けましょう

予防接種は保育園の集団生活において感染症からお子さんを守り、園での流行を防ぐことにもなります。感染すると保育園を長期間休むことになりやすいので、接種をお勧めしています。

2. 定期接種と任意接種について

★ 定期接種は、対象年齢の期間内であれば全て無料になります。

（ ロタウイルス 五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ） 小児肺炎球菌
B型肝炎 BCG MR（麻疹・風疹混合） 水痘（水ぼうそう） 日本脳炎 ）

～ 予防接種の計画を立て、必ず期間内に接種を済ませましょう ～

麻疹（はしか）は重症化しやすく、合併症を起こしやすい危険な感染症です。

接種時期がきたら、すぐに接種を済ませましょう。

もし園内で感染者が出た場合、**未接種のお子さんは登園自粛をお願いしています。**

麻疹・風疹混合（MR ワクチン）の接種時期は

- ・ 第1期・・・満1歳～2歳未満（0歳児クラス～1歳児クラスの間）
- ・ 第2期・・・小学校入学前の1年間（5歳児クラスの間）

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

★ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザの予防接種は任意接種の為、有料になりますが、保育園でよく流行する病気です。

特に、流行性耳下腺炎は難聴になる（1000人に1人の割合）場合もありますので、出来るだけ接種をしましょう。（この難聴は、現代の医学では治せません。）

★ 流行性角結膜炎（はやり目）の予防接種は特にありませんが、感染力が非常に強い病気です。感染すると、保育園を長期間お休みすることになります。

充血・違和感・目やに・目の腫れ等、目の症状の際には小児科ではなく、必ず眼科を受診して下さい。感染性の病気ではないことを確認の上で、登園をお受けします。

3. 予防接種後の保育について

急な副反応（嘔吐・けいれん・アナフィラキシーショック等）は、接種後30分～1時間の間に起こりやすいと言われます。接種後少なくとも1時間は保護者の方が責任を持って様子をみて、その後もできるだけご家庭で安静に過ごすようにして下さい。

上記の観点から、接種当日の登園はできるだけ避けて下さい。午後の接種をお勧めしています。接種翌日の登園は大丈夫です。

<インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス ・ 感染性胃腸炎>

1. 発熱、発症した時は必ず受診を

受診時、園内での流行の有無を主治医に伝えて下さい。検査を実施するかどうかは医師の判断です。検査をしたら、結果に関わらず園へ連絡をお願いします。

2. 陽性だった場合

お子さんやご家族が『インフルエンザ』や『新型コロナウイルス感染』と診断された場合出来るだけ早く園へ連絡をお願いします。

3. 登園が可能な状態

感染症名	登園をお受けできる状態（全てを満たした場合）
インフルエンザ	① 発症日を0日目として5日を過ぎている ② 解熱日を0日目として3日を過ぎている ③ 全身状態が良く、食欲・機嫌が良い ④ 治療薬（タミフルなど）を飲み終わっている
新型コロナウイルス	① 発症日を0日目として5日間を過ぎている ② 発熱を含む症状が無くなって24時間を過ぎている



草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

感染性胃腸炎	① 医師へ登園して良い状態と判断された ② 嘔吐・下痢などの症状が治まり、24時間経っている ③ 食事、水分を摂った刺激でも下痢が出ない ④ 普通の食事が食べられる
--------	---

※ 咳がある3歳以上のお子さんは、マスク着用をお願いします。

☆ 全ての感染症は、回復後の登園時に保護者の方に「登園届」を書いて頂きます。

<嘔吐下痢症の対応と感染予防対策>

特に冬になると（11～2月頃）、感染性胃腸炎が流行しやすいため、保育園でも感染の拡大防止に努めています。これにあわせ、ご家庭へのお願いがあります。



1. 感染性胃腸炎にかかった時

下記のような状態は、悪化する可能性が高く、園で嘔吐や下痢をすると集団感染となりやすいため保育をお受けできません（上記を参照）。登園は控え、ご家庭で様子を見て下さい。

水様便が出た（1回でも）・軟便が数回出た・嘔吐をした・吐き気がある
食欲がない・普段通りの食欲に戻っていない・腹痛がある・機嫌が悪い
元気がない・顔色、表情が良くない・普段の様に遊べない

2. ご家庭への連絡

下痢や嘔吐がある場合は、脱水による急激な体調変化を起こすおそれがあります。また、感染力が非常に高いため、速やかなお迎えをお願いしています。下痢・嘔吐の回数が少なくてもお子さんの状態によっては早めに連絡させていただくこともあります。

3. 便や嘔吐物による汚れ物について（保育園における感染症ガイドラインより）

便や嘔吐物だけでなく、唾液や鼻水にもウイルスが含まれています。感染予防の観点から保育園では上記で汚れた衣類や寝具などの洗浄は行わないように指導されています。

保育園では、便や嘔吐物等により汚染された衣類や寝具などは、洗浄せずにそのままの状態ではビニール袋に入れて返却させていただきますのでご了承下さい。

4. 血液の取り扱いについて

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

ご家族が感染症にかかった場合

ご家族(兄弟を含む)が感染症にかかった場合は、必ずお知らせ下さい。

感染したご家族が送迎することはご遠慮下さい。やむを得ず感染者が送迎する場合、園舎内に入れませんので、玄関横のインターホンでお知らせ下さい。職員が玄関まで送迎します。

なお、園児の兄弟の学校で学級閉鎖等に相当する場合は、兄弟自身が元気で保育園への出入りをご遠慮下さい。（園内の行事も同様）

① 感染症の流行を問わず、お願いしたいこと

	場所・場面	注意点
アルコール手指消毒	登・降園時、園舎に入る時	自動扉前のタッチキーに触れる前
手洗い	3F 玄関前水道 2F ホール水道	園へ入ってから、挨拶の前に親子で石鹸での手洗いをお願いします。
配信メールの登録	園内で重篤な感染症の発生や 感染症が多数になった場合等	全て配信メールでお知らせします。 必ず登録をお願いします。

★保育園での与薬について

① 与薬はご家庭でお願いします。医師の処方した薬でも、園での投薬はしていません。

② 保育園で与薬をすることができるのは以下の薬のみです。

- 1) 慢性疾患（てんかん、内分泌や心臓の病気、その他）
- 2) 熱性けいれんの既往があり、保育時間内の急な発熱に伴うけいれんの予防が必要、と医師から判断された場合
- 3) 食物アレルギーの診断で、症状が出た場合に服用する緊急時の処方薬

お預かりする場合（状態、病気）は、事前に面談をさせていただいています。

与薬させる当日に申し出があっても、お預かりしていません。

体調把握の為、0～2歳児クラスはご家庭で服用している薬名をおたより帳へ記入して下さい。



★とびひ（伝染性膿化疹）および感染性のある皮膚疾患の取扱い

- ① とびひ又はとびひの疑い（又は感染性の皮膚疾患）や、熱傷（火傷、水疱）がある場合、受診・治療開始していないと登園をお受けできません。
- ② とびひがある部位はガーゼや包帯で保護してから登園して下さい。

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）



- ③ 薬の塗布やガーゼ交換は、ご家庭で行うようにして下さい。
- ④ 顔のとびひは保護が難しく、触れてしまうため、周囲への感染が広がりやすくなります。滲出液が乾くまでは家庭保育をお願いします。



★血液の取り扱いについて

転倒やけがによるひっかき傷・すり傷、鼻出血は日常的にあり、血液や傷口からの滲出液に触れる機会も多くなります。血液には感染症の病原体が潜んでいることがあり、その病原体は血液に混じって傷口や目、口などの粘膜から感染します。「血液媒介感染症」と言い、「HIV」「B型肝炎」等はその代表です。血液のとり取り扱いは十分注意する必要があります。

以上により、保育園でのけがなどにより血液で汚れた衣類や寝具は、保育園では洗浄せずそのままの状態ではビニール袋に入れて返却させていただきますのでご了承ください。

<その他>

1. 入園後の健康診断等



	対象	時季	担当者	結果お知らせ
※健康診断	0歳児	年4回	嘱託医	『乳児健診のお知らせ』
	全園児	春・秋	嘱託医	『定期健診のお知らせ』
※歯科健診	全園児	11月	歯科医	『歯科健診結果のお知らせ』
身長・体重測定	0.1歳児	毎月	看護師	乳児『発育表』
	2～5歳児	年に4回	保育士	幼児『おはようブック』
頭囲測定	全園児	春・秋	看護師・保育士	『定期健診のお知らせ』

厚生労働省より、健康診断は最低年2回、歯科健診は年1回の実施を指導されています。

歯科健診を欠席した場合は、公的健診や主治医で検診を受け、結果は園へ提出をお願いします。

2. 乳幼児突然死症候群(SIDS)対策

乳幼児突然死症候群（SIDS）とはそれまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息でなく、眠っている間に突然死してしまう病気です。原因不明ですが、育児習慣等に留意する（うつぶせ寝にしない、家族の喫煙を避ける、母乳で育てる）ことで発症率が低くなるとの報告があります。うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではありませんが、顔が見えるあおむけに寝かせましょう。園ではお昼寝時のうつぶせ寝を避け「睡眠チェックリスト」を使い観察をします。0, 1歳児クラスは固綿の敷布団を使用し、布団の周りに危険な物を置かない等、気をつけています。

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

3. 保育中に具合が悪くなったとき

保育中に具合が悪くなった場合は、保護者の方へ連絡します。連絡が取れない場合には適切な処置を行いながらお迎えを待ちますが、速やかに折り返しの連絡をお願いします。必ず連絡が取れるようにして下さい。連絡先が変わる場合は、その都度お伝えください。

感染症の疑いや下痢などの場合は、保育場所を別にする等、他のお子さんへの感染防止の配慮をしています。出来るだけ早くお迎えをお願いします。（基本的に1時間以内）

4. 園でけがをしたとき

軽いけがは保育園で処置します。消毒薬は正常な細胞を壊して治りが遅くなるので、基本的に使用しません。良く洗ってから絆創膏などで保護をします。

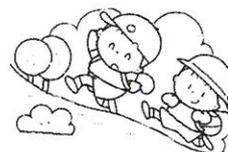
けがの状態により「医師の処置が必要」と判断した場合は保護者に連絡の上、保育園で医療機関を受診します（日本スポーツ振興センターの保険対応）。受診後、保護者の方が病院で直接医師から状態について話を聞いて頂き、2回目以降の受診が必要な場合は保護者をお願いします。
なお、保険点数500点未満の場合は、各ご家庭のマイナンバーカード、又は資格証明書での支払いとなります。

診察時、医師がレントゲン撮影や縫合等の処置が必要と判断した場合、医師に対応を一任しています。この方針に沿えないご家庭は予めお知らせ下さい。

◆子ども同士のトラブルでけがが起こってしまった場合

幼児クラスは状況に応じて双方のご家庭に説明し、お子さんのお名前を伝えることがあります。相手のお子さんの名前を知った上で、お会いした時に謝罪したいという保護者の方からのご意見や、これから共に過ごしていく子どもたち、保護者の方同士がわだかまりなく

良い関係をつくっていただきたいということもあり、この対応をとっています。



乳児クラスの場合は、保育士の配慮不十分によるものと考え、相手のお子さんのお名前はお伝えしていません。ご理解いただけますようお願いいたします。

なお、トラブル防止の為、家から玩具をお持ちにならないようにして下さい。

5. 手足の爪について

子どもの爪は薄いため割れやすく、また皮膚も薄いので傷がつきやすいです。

そのため、1週間に1回は爪を切るようにして下さい。

◆爪がのびたままになっていると以下のような問題もあります。

- ・細菌やウイルスがたまりやすく、とびひ等の皮膚トラブルが悪化することがあります。
- ・子どもの爪は鋭利な為、友達とぶつかったり、物の取り合いで引っ掻いたりして、かなりの傷になります。目に当たった場合には受診が必要になることもあります。

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

6. 虫よけ対策について

市販の虫除け剤（スプレーやミスト）にはディートという薬剤が含まれている為、保育園では使用していません。虫除けシールやリングなどは、複数のお子さんが装着することにより喘息の発作が誘発されたり、気分が悪くなってしまうことがあります。

特に乳児クラスでは、剥がれ落ちたシールを誤飲し、窒息する恐れもあります。

以上の理由で、個別の虫よけや軟膏の持参、虫よけリング・シールの使用はご遠慮下さい。園では、虫刺され時にかゆみ止め（ムヒ等）と、虫よけ（虫が嫌うハッカ油を使った物）を戸外あそびの前に使用しています。使用を控えたいご家庭はお申し出下さい。

7. 水遊び(市民プールを含む)について

水遊びは保護者の許可が必要です。
毎朝検温し健康状態を観察して下さい。
右のような症状がある場合や
その期間は水遊びを致しません。

- ・睡眠不足
- ・熱がある
- ・下痢や腹痛がある
- ・食欲が無い、朝食を食べていない
- ・皮膚の状態が悪い（とびひや傷が化膿している）
- ・目、耳、鼻の病気にかかっている
- ・流行性の病気にかかっている
- ・流行性の病気に感染した後、登園**初日**

※気管支拡張剤のテープ（ホクナリン、ツルブテロール等）を貼っている時はお知らせ下さい。

※慢性疾患をお持ちのお子さんは、主治医に水遊びが可能か事前に確認をお願いします。（アトピー性皮膚炎・中耳炎・心疾患・その他）

8. 事故防止・安全対策

- ・毎月、園内外の環境整備点検を行っています。
- ・子どもの年齢（発達）による事故の危険を理解し、その防止に努力しています。
- ・誤飲予防のために、遊具の点検をしています。
- ・正面玄関はオートロックで施錠し、防犯カメラを設置しています。安全管理のため、暗証番号は主に送迎される方のみとし、それ以外の方はインターホンをご利用ください。
- ・職員は**消防および警察職員より救命救急及び不審者対応について研修を受けています。**
- ・食物アレルギーのお子さんもいますので、園内に食べ物を持ち込むことは避けて下さい。



9. 衛生管理

- ・園舎内外の環境整備と衛生について、定期的に点検を行っています。
- ・食中毒及び感染症予防のために、調理室、おむつ交換用マット、汚れたおむつ用ペールトイレなどは消毒薬を用い清掃を行います。
- ・床、テーブル、椅子、手の触れる場所は、**毎日水拭きで清掃をしています。**
- ・乳児が舐める可能性のある玩具は、**共有しないよう数を揃えたり、消毒をしています。**
- ・集団給食施設届出を保健所へ提出済みです。水質検査は週1回実施しています。
- ・調理、調乳担当職員は毎月、細菌検査をしています。

10. 健康支援についての指導と連携

- ・園児の健康支援については、担当保育士だけでなく、看護師と連携しています。

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

8.5 給食

保育園では年間を通じて、現在をもっともよく生き、かつ生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本として「食を営む力」の育成に向けその基礎を培うことを目標にしています。

そして『育てよう 楽しく食べる こどもたち』を念頭におき、以下5つを食育の基本目標に掲げています。

- ① お腹のすくリズムのもてる子ども
- ② 食べたいもの・好きなものが増える子ども
- ③ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ④ 食事づくり・準備に関わる子ども
- ⑤ 食べ物を話題にする子ども



食べることは生きることの源で、心と体の発達に密接に関係しています。

“五感をつかった豊かな食体験”を積み重ねていくこと、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を定着させていくこと、身近な大人からの援助を受けながら他の子どもとの関わりを通じて、楽しく食べる体験や食への関心、感謝の気持ちを持つことなど、乳幼児期から発達段階に応じて育てていくことが重要です。

保育士、栄養士、調理師、看護師等の全職員が専門性を活かしながら、保護者の皆さまの協力のもと、共に食育を進めていきたいと考えています。

1 献立

離乳食、昼食、おやつ献立は園の栄養士がバランスを考えてたてています。

- ◆和食の一汁三菜が基本の献立で魚や野菜を多く取り入れたものになります。
- ◆素材の味を生かし、出し汁をしっかりと使い、塩分、糖分、油脂類を控えた食べやすいものにしています。
- ◆旬の食材を取り入れ、季節感を大切にしています。
- ◆果物以外は加熱処理できる物を中心とした献立になります。

2 こだわりの食材

品質の良い昔ながらの製法で作られた調味料やできる限り国内産の食材を選んでいきます。

- 米・・・山形産の契約農家で作られた特別栽培米 7分つき米
- パン・・・天然酵母パン
- 乾麺、スパゲッティー・・・無漂白国内産粉使用
- 酢・・・自然米酢
- 醤油・・・天然醸造醤油
- 味噌・・・国内産大豆使用天然味噌
- 油・・・100%菜種油
- 砂糖・・・料理用に粗製糖、おやつ用にきび糖を使用
- 小麦粉・・・国内産小麦
- 乾物類・・・国内産の無農薬、無漂白、無着色のもの
- 豆腐・・・国内産大豆、天然にがりを使用のもの
- 果物・・・国内産、低農薬の外国産(バナナ)を使用
- お菓子・・・卵を使用していない自然食菓子



草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

- 3 昼食 1・2歳児…11時30分頃から、各保育室で食べています。
3・4・5歳児…11時30分頃から2階のホールで食べています。
※その日のメニューと自分で食べられる量を伝え、盛り付けをしてもらってから自分の席まで運びます。5歳児は自分で盛り付けることも徐々に始めます。
- ◆お誕生会…(2歳児、3～5歳児クラス) 毎月1回、誕生児と一緒に考えたメニュー『晴れの日の食事』を楽しみます。
- 4 おやつ 子どもたちにとっておやつは3回の食事と同じように栄養を補うものになりますので昼食とのバランスを考えています。
9:30頃～ 乳児クラス(12か月以降)牛乳、自然食お菓子
15:00頃～ 牛乳、腹持ちの良いものや素朴な甘みの手作りおやつ
18:01頃～ 自然食お菓子2～3品、麦茶
- 5 夕食【有料申込制】(18:30頃～)…おむすび、具たっぷりの汁物、果物
- 6 離乳食…赤ちゃんの発達には個人差があります。ひとり一人の成長、発達に合わせた食事を栄養士・調理師が作り、無理なく勧めていきます。食材は家庭で最低2回食べて安全が確認された物のみの提供になりますので、給食食材チェック表の記入をお願いします。
- 7 食育活動
保育現場と連携しながら食材に触れ、色、香りなどを感じられるようにしています。また園庭で米や野菜を栽培し、その野菜を調理して味わったり、持ち帰ったりしています。その他にも、日々の食事の中で日本の食文化に触れ伝えていく事、食事作りに関わりを持つことで食べ物へのいろいろな発見や興味、食べ物を大切にすることなど、楽しくおいしく食べる心を育てていきたいと考えます。
- 8 給食展示
1階のサンプルケースに当日の給食展示をしています。幼児食は3歳児の量になっています。離乳食は月齢によって量・形態が異なります。(月齢は展示の横に貼り出します)
- 9 除去(代替え)食について
◆食物アレルギー児の対応
・食物アレルギーと診断され、特定の食物を除去(代替え)する必要があると判断された場合、医師が記入した「保育所生活管理指導表」に基づき、除去(代替え)食の対応を行います。詳細は厚生労働省『保育時におけるアレルギーガイドライン』に基づいています。
・医師の指示に基づきアレルギー対応解除の場合は所定の用紙に記入の上、提出していただきます。
・各自の対応見直し時期には保護者の方と面談の上食物アレルギー対応の確認を行います。
・アレルゲンの種類が多い場合や、アレルゲンとなる食材を除いて調理することが困難な場合、お弁当持参等の対応が必要な場合もあります。
◆宗教上の対応
・基本的に除去での対応となります。
-

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

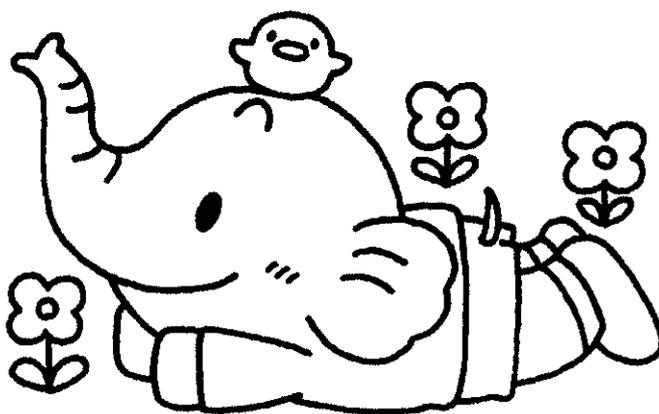
・食事制限については面談の上、決定させていただきます。ご希望にそえないことがあります
が、ご了承ください。食材を除いて調理することが困難な場合等についての対応も面談の上、
決定させていただきます。

◆慢性疾患についての対応

・食事の対応が必要な場合は医師の指示に基づき対応を行います。対応が多種にわたり調理す
ることが困難な場合等は面談の上決定します。

○保育園での食育の役割とは

乳幼児期は子どもたちが「食べもの」に出会っていくスタートラインとも言えます。
その大切な時期だからこそ、生きていくために大事にしたいことを伝えるとともに、食べ物
を大切に作る心を育て、食べる喜び、そして食事がおいしく楽しいものであると思える経験
をたくさん積んで小学校へ送り出したいと考えます。
保護者や地域の方々とともに協力しあい食育活動を進めていきたいと思いをします。



草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

8.6 ご利用に際し留意していただきたいこと

1 緊急時の連絡先について

緊急に連絡を必要とする場合（病気・けがなど）がありますので、通常の連絡先にいない日には必ず連絡方法をお知らせください。

2 送迎について

- 1Fの玄関は終日オートロックになっています。オートロック中はインターホンを押していただくか玄関扉のテンキー操作が必要になります。
- 登降園は保護者の方がお連れになるのが原則です。1Fにバーコードリーダーがありますので、登降園時にお子さまの名前のカードをバーコードリーダーに通してください。

送迎時はお子さまの名前のカードは首からさげてください

（バーコード付きカードについては次のページに記載されています）

- 必ず職員に声をかけ、お子さまが保育室に入るのを確かめてからご出勤ください。
- 代理の方がお迎えの場合は事前に電話、おたより帳で必ずご連絡ください。
身分の証明できるものの提示をお願いする場合があります。
- お子さまを一人で登園させることはできません。
- 登降園時は飛び出し事故防止のため、必ずお子さまと手をつないでください。
- 送迎時の危険防止のため、園庭で遊ぶことはおやめください。

3 お車でお越しの場合のお願い

駐車場は台数に限りがありますので混み合う時間帯は譲り合ってご利用ください。

朝 8:00～9:30 と夕 16:00～19:00 の間は開門していますが、他の時間帯は防犯のため閉めています。また、土曜日は終日閉門しています。なお、行事のときも閉門しています。診療所側の駐車場は絶対に駐車しないようお願いいたします。

4 自転車でお越しの場合のお願い

駐輪場はありませんが、送迎の際には門扉横に一時駐輪をお願いいたします。自転車をご利用する場合は自賠責の保険に入ることが東京都の条例で定められています。ヘルメット着用も努力義務です。

5 門扉について

保育園には駐車場側と診療所側の門扉が2ヶ所あります。施錠はしていませんので門扉の開閉後は園児の安全のために必ず上部の鍵（スライド式）をかけてください。

6 持ち物、身の回りの物の管理について

- 持ち物の紛失を防ぐため、すべてのものに記名をお願いいたします。紛失した場合、保育園では責任を負いかねますのでご了承ください。
- 玩具の持参はご遠慮ください。
- 園内での飲食及び飲食物の持ち込みは、食物アレルギーのお子様が悪飲をし、アナフィラキシーショックを起こしてしまう危険性があるためご遠慮ください。
- ひもやフードの付いた衣服、思わぬ事故を招きますのでご遠慮ください。
- お子様の足に合ったサイズの靴をご用意ください。サンダル等は、危険ですのでおやめください。

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

7 眼鏡等の取り扱いについて

- 医師の指示により保育園で必要な対応については、家庭と保育園で協力して行っていきますので職員までお申し出ください。
- 眼鏡等の持参品が破損した場合、園では責任を負えませんのでご了承ください。
- 持参品が変更になる際も職員へお申し出ください。

8 布団のカバーとタオルケット、帽子について

- 金曜日または土曜日に帽子(1～5歳児)、布団カバーとタオルケット(4・5歳児は敷き用と掛け用のタオルケット2枚)を持ち帰ります。洗濯をして帽子は帽子入れに、布団は月曜日にカバーを付けてください。代替りのカバーがある場合はカバーを外した日に新しいカバーを付け替えていただいても構いません。

※おねしょなどでぬれた場合、お持ち帰りいただきますので洗濯のうえカバーかけをお願いします。

※布団の持ち帰りはありません。園で布団乾燥、丸洗いにいたします。

※4～5歳児はコットを使用します。月曜日に敷き用と掛け用のタオルケットを持参してください。

9 登降園管理でのバーコード使用について

バーコード付きカードは7時の登園から20時の降園まで保護者の皆様全員にバーコードリーダーを通していただきます。2階幼児クラスも3階乳児クラスも共に1階ロビーにバーコードリーダーが置いてありますので、登降園時にカードを通して各階に上がってください。延長保育申請時間を過ぎた場合や短時間保育認定(8:30～16:30)の方で時間が過ぎた場合は延長保育料がかかりますのでお気をつけください。

登園は「おはよう」、降園は「さようなら」としゃべります。

※カードは必ず保護者の方がバーコードリーダーを通してください。お子さまが通すとエラーになったり故障の原因になったりすることがありますのでご協力ください。

※通し忘れた場合は事務所までお知らせください。

※不調でカードリーダーが使用できない時は名簿を置きます。その場合手書きでお願いします。

8.7 個人情報の取り扱い

1 個人情報保護について

草笛保育園では、「社会福祉法人景行会 個人情報保護規定」に基づいて個人情報の取り扱いには細心の注意を払っていますので園児の住所、電話番号などが記載された名簿は配布しておりません。個人情報の取り扱いにあたっては利用目的を特定して予め保護者の同意を得てから行います。

お子さんの保育園での遊びや生活の様子を撮った写真の販売については、ウェブ上に掲載し各回毎に業者が設定したパスワードをご家庭にお知らせする形式で個人情報が外部に漏れないようにしています。また、園だよりやクラスだよりに写真を掲載したり、配信メールに写真が載った園だよりを添付したりすることがありますが、不都合な方は掲載を控えますのでお知らせください。なお、園の行事の時にお子さんの写真を撮ることがあると思いますが、他の園児が写っているものは絶対に**SNS等**に投稿しないよう、又業者を介して保育の様子を動画配信することもあります外部に漏れる事が無いようお願いします。

草笛保育園入園のしおり（重要事項説明書）

2 情報の開示について

個人情報に関する問い合わせや情報開示に対しては、園長まで直接お問い合わせください。
『町田個人情報保護制度』『情報公開制度』の規定に基づき対応させていただきます。

3 同意書について

園児の個人情報を守るために同意書を年度単位で取り交わします。ご理解ご協力お願いいたします。

8.8 ご意見・ご要望対応窓口の設置

草笛保育園では、ご家庭や地域の皆様からのご意見、ご要望、苦情を解決するための仕組みに関わる規則を社会福祉法人景行会全体で設けています。よりよい保育園づくりをご家庭や地域の皆様と一体となって進めていくためにご活用ください。

※保育園の運営についてやお子様の育児相談、ご意見、ご要望、苦情などありましたら、担任、主任、園長に遠慮なくお申し出下さい。

非常時にお困りの場合は下記へご連絡下さい。

◆町田市保育・幼稚園課

TEL：042-724-2137

◆非常時連絡先：園長携帯

TEL：090-4057-9704

◆草笛保育園

〒194-0039 東京都町田市藤の台一丁目1番56号

TEL042-725-2652 / FAX042-726-1466

（非常用携帯）090-5402-7254

<http://kusabue.keikoukai.ed.jp/>

【E-mail】 kusabue@keikoukai.ed.jp

相談・苦情受付

◆苦情解決第三者委員

阿部喜美江 TEL042-727-9568

渡辺 幸子 TEL042-722-4113



